骨髄移植等の医療行為により、定期接種で獲得した免疫が消失又は低下した方へ

定期予防接種により獲得した免疫が、骨髄移植等の医療行為により消失又は低下し、再接種が必要であると医師に診断された場合、『任意接種』として予防接種を行った際の費用の一部を助成することができます。**対象となる方は感染症対策課まで御相談ください。**

この予防接種は、『任意接種』ですので、接種の要否については、医師の御助言のもと、保護者様が決定してください。

１．対象となる人

次の全ての条件を満たす人が対象です。

① 接種時において、高松市民である人。
② 接種時において、２０歳未満である人
③ 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種により獲得した免疫が消失又は低下し、再接種が必要であると医師に診断されている人。

２．対象となる疾病（予防接種）の種類

ヒブ／小児用肺炎球菌／Ｂ型肝炎／四種混合／不活化ポリオ／BCG／麻しん風しん／水痘／日本脳炎／二種混合／子宮頸がん／三種混合

※次のワクチンは、接種できる年齢に上限があります。
ＢＣＧ→4歳未満　小児用肺炎球菌→6歳未満　ヒブ→１０歳未満　四種混合→１５歳未満

３．助成を受ける際の注意点

次の点にご注意ください。

【助成可否決定について】

① 再接種する前に感染症対策課に相談して、「助成の可否決定」を受けてください。（再接種後は助成できない場合があります。）
② 助成が認められた場合は、原則、再接種は決定日を含む年度内に行ってください。年度を超える場合は、再度、助成の可否決定を受けてください。
③ 助成が認められた場合は、「実施依頼書」を交付しますので、再接種する医療機関へ提出してください。（実施依頼書の内容を変更する場合は、再度申請が必要です。）
④ 予防接種を受ける際の予診票は、病院でもらってください。
⑤ ワクチンの接種できる上限年齢を超えてしまった場合は助成できません。

【助成金の請求について】

① 再接種をした際は、接種日を含む年度内に助成金の申請してください。
② 助成金の対象費用は、「予防接種費用」のみです。文書料、検査料等は対象外です。
③ 助成額は、ワクチン毎で上限額があります。

３．申請方法

①	**再接種前に、「高松市骨髄移植等の治療後における再接種費用助成申請書【様式第１号】」を提出**
	≪申請に必要なもの≫ ・高松市骨髄移植等の治療後における再接種費用助成に関する理由書【様式第２号】 ・母子健康手帳若しくは定期予防接種の記録がわかるもの
②	**助成の可否決定**
	≪感染症対策課が交付するもの≫ ・助成できる場合…高松市骨髄移植等の治療後における再接種費用助成決定通知書【様式第３号】 ・助成できない場合…高松市骨髄移植等の治療後における再接種費用助成不承認決定通知書【様式第４号】 ・高松市骨髄移植等の治療後における再接種実施依頼書【様式第５号】 ※様式第５号は、再接種を行う医療機関へ提出してください。
③	**再接種** **※②の決定を受けている予防接種の再接種が決定日を含む年度内に実施できなかった場合は、再度①の手続きをしてください。（添付書類は省略できます。）**
④	**接種費用を申請する。※再接種を行った年度内に申請してください。**
	≪申請に必要なもの≫ ・高松市骨髄移植等の治療後における再接種費用に係る助成金償還払申請書・明細書【様式第６号、様式第７号】 ・予防接種を受けたことが確認できる書類 （接種日、被接種者氏名、接種医療機関、ワクチン名） ・予防接種を受けた医療機関の領収書又は領収確認書【様式第８号】 **※再接種費用の領収書は、被接種者氏名、接種日、予防接種の種類と種類ごとの金額が確認できるものを提出してください。**
⑤	**助成額の決定を行う。**
	≪感染症対策課が交付するもの≫ ・高松市骨髄移植等の治療後における再接種費用に係る助成金償還払決定通知書【様式第９号】 ・高松市骨髄移植等の治療後における再接種費用に係る助成金償還払不承認決定通知書【様式第１０号】
⑥	**指定口座に支払う。**

ご不明な点がございましたら、下記までご相談ください。

【担当課】
高松市保健所感染症対策課　予防接種係　　TEL839-2870